

渋川市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例

届出・申請の手引

令和 4 年 4 月

渋川市 市民環境部 環境森林課

【渋川市環境目標】

豊かな自然と多様な風土を

みんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ



【 目 次 】

1	「渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要	1
(1)	条例の目的	1
(2)	条例の適用対象	1
(3)	主な用語解説	1
(4)	事前相談	2
(5)	小規模特定事業許可手続きの流れ	3
(6)	提出書類一覧	4
2	小規模特定事業を行う場合	6
(1)	小規模特定事業に係る者の義務	6
(2)	許可が必要な場合	6
(3)	許可が不要な場合	6
3	小規模特定事業の許可を申請するとき	9
(1)	許可申請に当たって	9
(2)	許可申請に必要な書類	10
(3)	許可	12
4	小規模特定事業の許可を受け、土砂等埋立等行為を行うとき	13
(1)	基本的注意事項	13
(2)	土砂等埋立等行為前の手続き	13
(3)	土砂等搬入開始から完了までの手続き	14
(4)	完了の手続き	16
5	罰 則	17
6	規則別表及び様式	18
(1)	土壌基準（別表第1）	19
(2)	技術上の基準（別表第2）	25
(3)	水質検査測定方法（別表第3）	26
(4)	様式第1号～第20号	30

＜参考資料＞

1	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	55
2	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則	69
3	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例逐条解説	82

1 「渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要

建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が懸念されています。

渋川市では生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この手引では、土砂等の埋立て等を行う場合の手続について説明します。

（１）条例の目的

条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、①埋立て等による土壌の汚染②埋立て等による災害の発生の２点を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保することにあります。

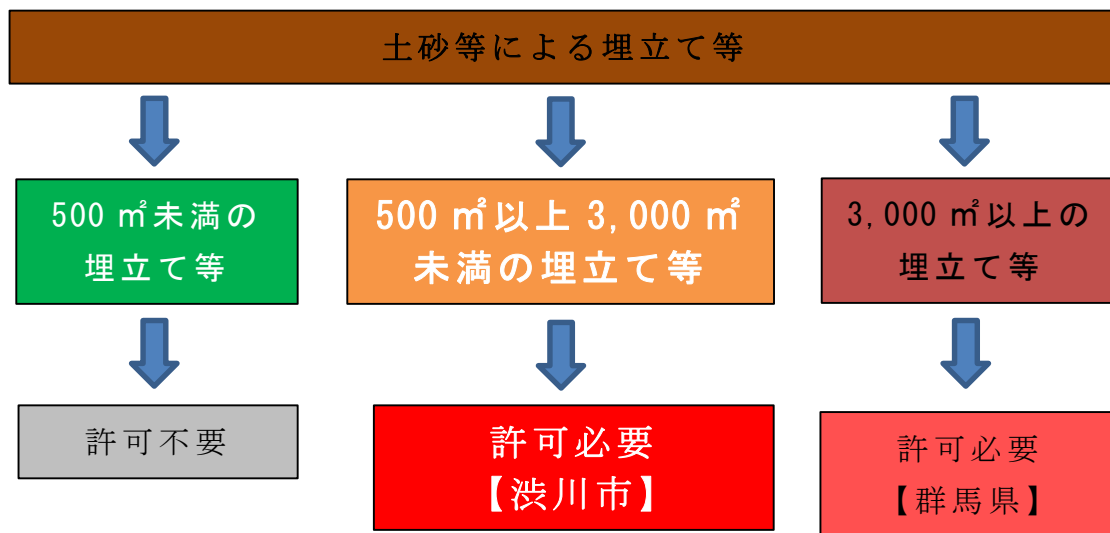
したがって、土砂等の埋立て等を禁止する趣旨ではありません。

（２）条例の適用対象

この条例では、土砂等による埋立て等を行おうとする者が、500 ㎡以上 3,000 ㎡未満の埋立て等を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。

なお、条例の適用区分は【図 1】のとおりです。

【図 1】



※3,000 ㎡以上の埋立て等は、群馬県の許可が必要になります。

（３）主な用語解説

■土砂等

「土砂等」とは、地表・地盤等を掘削するなどして採取された土・砂・礫・砂利が集まったものをいい、砂・石などが混じっていても全体として土砂と

みなすことができる場合は、本条例が適用されます。産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラ等は土砂に該当せず、土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していた場合は、廃棄物処理法が適用されます。

■埋立て等

「埋立て等」とは、①土地の埋立て、②盛土、③その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行うことをいいます。

①「埋立て」とは、周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいいます。

②「盛土」とは、周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものをいいます。

③「堆積」とは、一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定されているものをいいます。

■土砂等埋立等区域

「土砂等埋立等区域」とは、土砂等による埋立て等を行う区域をいいます。

■小規模特定事業

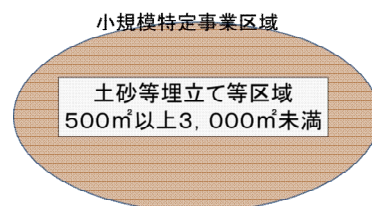
「小規模特定事業」とは、土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満であるものをいいます。

3,000 m²以上は特定事業となり、群馬県知事の許可が必要になります。

■小規模特定事業区域

「小規模特定事業区域」とは、小規模特定事業の用に供する区域をいいます。

土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等の区域が含まれます。



（４）事前相談

この条例には、事前相談に関する規定はありません。しかし、手続き等について事前にご確認いただくことは、円滑な許認可手続きにつながります。

小規模特定事業を行う皆様には、事前相談を行っていただくようお願いします。

◆相談窓口

渋川市 市民環境部 環境政策課 生活環境係

〒377-8501 渋川市石原 80 番地

Tel (0279) 22-2114（直通）



◆確認事項

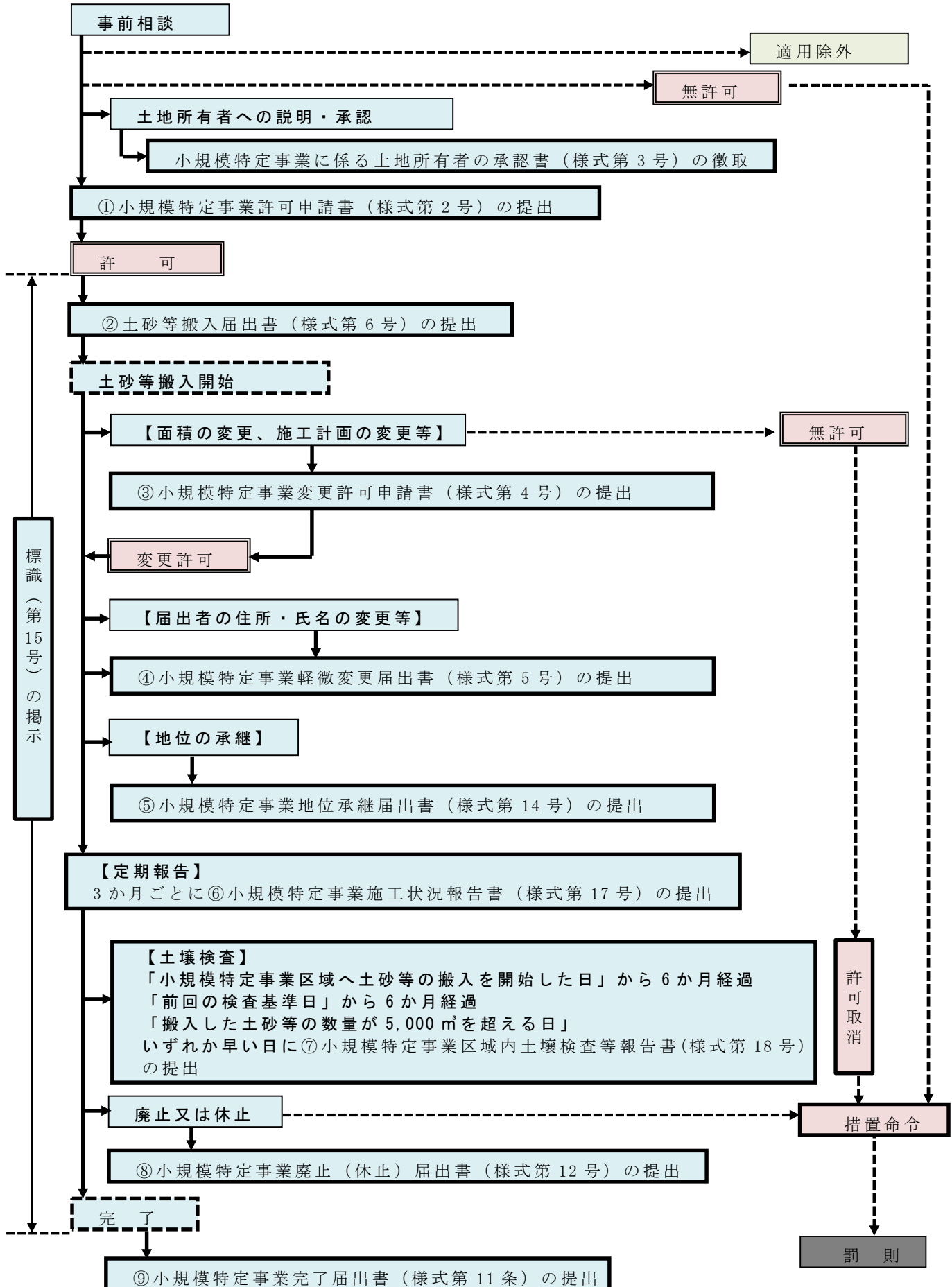
①許可申請等の要・不要

②提出書類の詳細

③疑義・不明点 など

(5) 小規模特定事業許可手続きの流れ

【図 2】



(6) 提出書類一覧

【表 1】

No.	提出書類	備考
①	【小規模特定事業許可申請時】	
	1 小規模特定事業許可申請書（様式第2号）	
	2 小規模特定事業区域の位置を示す図面	
	3 小規模特定事業区域の付近の見取図	
	4 土砂等埋立等区域の見取図	
	5 <申請者が個人の場合> 申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書	
	6 <申請者が法人の場合> 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、法人の役員の全員の住民票の写し	
	7 <土地の所有権を有しない場合> 当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類（賃貸借契約書等） 小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第3号）	
	8 <小規模特定事業の施工が請負の場合> 当該請負契約書の写し	
	9 施工管理者の住民票の写し	
	10 小規模特定事業の施工に関する計画（申請書に記載できない場合）	
	11 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（申請書に記載できない場合）	
	12 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	
	13 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図	
	14 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書	
	15 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	
	16 <技術上の基準にしたがって安定計算を行うとき> 当該安定計算を記載した書面	
	17 <擁壁を設置する場合> 当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定含む）	
	18 <雨水等を適切に排水しなければならないとき> 当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面	
	19 <法令等に基づく許認可等を要する場合> 小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要することを示す書類	
	20 土砂等埋立等区域の現況写真（2方向以上から撮影したもの）	
②	【土砂等を搬入する10日前】	
	1 土砂等搬入届出書（様式第6号）	
	2 土砂等排出元証明書（様式第7号）	
	3 土壌検査の試料を採取した位置図	
	4 土壌検査の試料を採取した現場写真	
	5 検体試料採取調書（様式第8号）	
	6 土壌検査証明書（様式第9号）	
③	【面積の変更、施工計画の変更等】	
	1 小規模特定事業変更許可申請書（様式第4号）	

	2	条例第 7 条第 2 号～第 8 号の変更に係る事項に関するもの	
No.		提出書類	備考
④	【届出者の住所・氏名の変更（軽微な変更）】		
	1	小規模特定事業軽微変更届出書（様式第 5 号）	
	2	＜申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合＞ 住民票の写し	
	3	＜法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合＞ 法人の登記事項証明書	
⑤	【地位の承継】		
	1	小規模特定事業地位承継届出書（様式第 14 号）	
	2	承継の事実を証する書類	
⑥	【定期報告】		
	1	小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）	
	2	小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）	
⑦	【土壌検査】		
	1	小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）	
	2	土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図	
	3	現場写真	
	4	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
	5	土壌検査証明書（様式第 9 号）	
	＜水質検査を伴う場合＞		
	6	水質検査証明書（様式第 19 号）	
	7	排水を採取した地点の位置図	
	8	現場写真	
	9	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
⑧	【廃止又は休止】		
	1	小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第 12 号）	
	2	小規模特定事業区域の出来形に関する図面	
	3	小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面	
	4	廃止（休止）した土砂等埋立等区域の現況写真（2 方向以上から撮影したもの）	
⑨	【完了】		
	1	小規模特定事業完了届出書（様式第 11 号）	
	2	完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面	
	3	完了した土砂等埋立等区域の現況写真（2 方向以上から撮影したもの）	

※提出書類一覧中様式とあるのは、渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則に定める様式のことです。

2 小規模特定事業を行う場合

(1) 小規模特定事業に関係する者の義務

渋川市内で小規模特定事業を行う場合、小規模特定事業に関係する者は、条例の目的を念頭に置き、次の義務を負うことになります。

ア 埋立て等を行う者

- ① 土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努めなければなりません。
- ② 災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。
- ③ 土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければなりません。

イ 土砂等を排出する者

- ① 土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めなければなりません。
- ② 適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければなりません。

ウ 土地の提供者

- ① 土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければなりません。

(2) 許可が必要な場合

渋川市内で土砂等埋立等区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満の小規模特定事業を行う場合は、原則、小規模特定事業許可申請書（様式第 2 号）を提出し、市長の許可を受けなければなりません。（条例第 7 条）

(3) 許可が不要な場合

次の土砂等埋立等行為については、本条例の許可が不要です。ただし、届出が必要な場合がありますので、事前相談をお願いします。

- ① 土砂等埋立等区域の面積が 500 m²未満の土砂等埋立等行為
- ② 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- ③ 国並びに地方公共団体国及び地方公共団体に準ずる団体が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）

地方公共団体に準ずる団体とは、規則で定める次のとおりです。

- ・ 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条に規定する会社
- ・ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認

可された土地改良区、同法第 7 7 条第 2 項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第 9 5 条第 1 項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第 3 条に規定する資格を有する者

- ・土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第 1 4 条第 1 項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第 5 1 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けた株式会社
- ・地方住宅供給公社法（昭和 4 0 年法律第 1 2 4 号）に規定する地方住宅供給公社
- ・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- ・独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ・国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- ・日本下水道事業団法（昭和 4 7 年法律第 4 1 号）に規定する日本下水道事業団
- ・前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、市長が地方公共団体に準ずる者として認定した者

④採石法の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

⑤砂利採取法の認可を受けた採取計画に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等

⑦この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等

⑧非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等

⑨運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

⑩主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために
行う土砂等による埋立て等

⑪主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土



砂等による埋立て等

※⑪については、事前に小規模特定事業に関する届出書（様式第 1 号の 2）の提出を行った土砂等による埋立て等に限り、事前に提出しないと許可対象になります。

3 小規模特定事業の許可を申請するとき

申請書類等及び添付書類は、正本 1 通、副本 1 通の計 2 通を作成して提出してください。副本については、正本をコピーして作成してください。申請受付後に収受印を押印して返却します。

(1) 許可申請に当たって

市では、申請のあった小規模特定事業について次の視点で審査します。これらが条例等に定める目的及び基準に適合すると認めるときでなければ許可はできません。

- ①生活環境の保全及び市民の安全を確保することができるか
- ②埋立て等のために搬入される土砂等が、条例で定める土壌基準以下であるか
- ③申請者が欠格要件に該当していないか
- ④小規模特定事業の施工計画が、規則で定める次の基準を満たしているか
 - ・土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
 - ・著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
 - ・土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の【表 2】のとおりです。

【表 2】

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15 メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15 メートル以下	垂直 1 メートルに対する水平距離が 2 メートル以上の勾配
5 メートル以下	垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル以上の勾配

- ・擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- ・土砂等による埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土砂による埋立て等の高さ 5 メートルごとに幅 1 メートル以上の段を設けること。
- ・土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- ・土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。
- ・湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等

による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

（２）許可申請に必要な書類

小規模特定事業許可申請書（様式第２号）に必要な事項を記載し、次の書類を作成してください。

- ①小規模特定事業区域の位置を示す図面（【表３】参照）
- ②小規模特定事業区域の付近の見取図（【表３】参照）
- ③土砂等埋立等区域の見取図（【表３】参照）
- ④申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合）
- ⑤法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、法人の役員の全員の住民票の写し（申請者が法人の場合）
- ⑥当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類（賃貸借契約書等）
小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第３号）
（土地の所有権を有しない場合）
- ⑦当該請負契約書の写し（小規模特定事業の施工が請負の場合）
- ⑧施工管理者の住民票の写し
- ⑨小規模特定事業の施工に関する計画（申請書に記載できない場合）
- ⑩小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（申請書に記載できない場合）
- ⑪小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書（【表３】参照）
- ⑫小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図（【表３】参照）
- ⑬土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書（【表３】参照）
- ⑭埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- ⑮当該安定計算を記載した書面（技術上の基準にしたがって安定計算を行うとき）
- ⑯当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定含む）（擁壁を設置する場合）（【表３】参照）
- ⑰当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面（雨水等を適切に排水しなければならないとき）（【表３】参照）
- ⑱小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要することを示す書類（法令等に基づく許認可等を要する場合）
- ⑲土砂等埋立等区域の現況写真（２方向以上から撮影したもの）

◆小規模特定事業許可申請書に添付する図面内容

【表 3】

図面の種類	明示すべき内容	縮 尺	備 考
位置図及び付近の見取図	☐ 方位 ☐ 小規模特定事業区域の位置及び区域 ☐ 土砂等埋立等区域の位置及び区域 ☐ 道路並びに目標となる土地及び建物等	1/25,000 以上	
小規模特定事業区域の現況平面図	☐ 方位 ☐ 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 ☐ 道路並びに建物等	1/500 以上	
小規模特定事業区域の現況断面図	☐ 現況の地盤の高さ及び勾配 ☐ 道路境界線	1/100 以上	
小規模特定事業区域の計画平面図	☐ 方位 ☐ 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 ☐ 土砂等埋立等区域の境界線 ☐ 土砂等埋立等区域の境界を示すくい位置 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 ☐ 法面の位置 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/500 以上	
小規模特定事業区域の計画断面図	☐ 土砂等埋立等行為の高さ及び勾配 ☐ 土砂等埋立等行為を行う地盤面 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 ☐ 法面の保護の方法 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/100 以上	
小規模特定事業区域の雨水排水図	☐ 排水施設の位置 ☐ 排水施設の規模 ☐ 排水施設の勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	平面図 1/500 以上 断面図 1/50 以上	
土砂等埋立等区域の計画平面図	☐ 方位 ☐ 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 ☐ 土砂等埋立等区域の境界線 ☐ 土砂等埋立等区域の境界を示すくい位置 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 ☐ 法面の位置 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/500 以上	
土砂等埋立等区域の計画断面図	☐ 土砂等埋立等行為の高さ及び勾配 ☐ 土砂等埋立等行為を行う地盤面 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び	1/100 以上	

	位置並びに高さを示すくい位置 ☐ 法面の保護の方法 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置		
擁壁の構造計画	☐ 擁壁の寸法及び勾配 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法 ☐ 裏込コンクリートの寸法 ☐ 鉄筋の位置及び寸法 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質 ☐ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ☐ 水抜穴の位置、材料及び内径	1/50 以上	
排水施設の構造計画図	☐ 排水施設の種類 ☐ 排水施設の材料及び寸法		

(3) 許可

申請書を受理した日から、通常要すべき標準的な期間を40日間として審査を行い、許可・不許可の通知をします。許可基準に適合しているときは、小規模特定事業許可証を発行し許可します。なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

4 小規模特定事業の許可を受け、土砂等埋立等行為を行うとき

(1) 基本的注意事項

本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、①埋立て等による土壌の汚染②埋立て等による災害の発生の2点を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保することにあります。

許可を受けた方は、常に条例の目的を念頭に置き、条例や施行規則、許可条件に従うとともに、他法令についても遵守し、土砂等埋立等行為に係る工事を行ってください。

また、工事の施工に当たっては、許可を受けた内容、施工計画書及び添付書類に従って行ってください。

(2) 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、小規模特定事業区域に搬入してはいけません。

- ① 条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- ② 建設省令（現：国土交通省）で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- ③ セメントや石灰を混合したもの
- ④ 産業廃棄物に該当する汚泥

(3) 土砂等埋立等行為前の手続き

ア 土砂等搬入開始 10 日前までに必要な書類

土砂等搬入届出書（様式第6号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、届け出てください。

- ① 土砂等排出元証明書（様式第7号）
- ② 土壌検査の試料をした位置図
- ③ 土壌検査資料を採取した現場写真
- ④ 検体試料採取調書（様式第8号）
- ⑤ 土壌検査証明書（様式第9号）

イ 標識の掲示

小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識（様式第15号）を掲示してください。

また、変更の許可を受けたとき又は軽微な変更をしたときは、標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更してください。

(4) 土砂等搬入開始から完了までの手続き

ア 定期報告

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方は、許可を受けた日から 3 か月ごとに小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）に必要事項を記載し、小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）を添付して報告してください。

イ 土壌検査

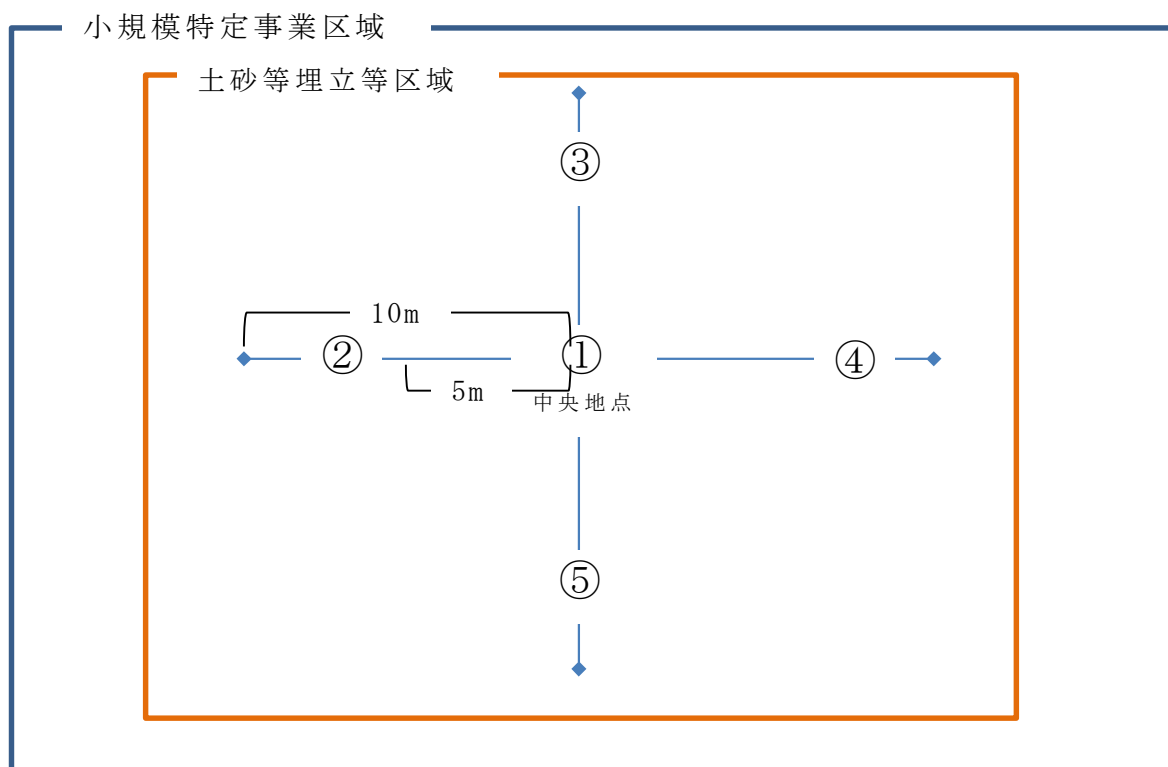
条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方は、小規模特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日又は前回の検査基準日から起算して 6 か月を経過する日又は小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000 立米を超える日のいずれか早い日に土壌検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、検査後 1 か月以内に報告してください。

- ①土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図
- ②現場写真
- ③検体試料採取調書（様式第 8 号）
- ④土壌検査証明書（様式第 9 号）

【検査方法】

- 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、市長が指定する職員の立会のもと、採取してください。
- 試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点計 5 地点の土壌で行ってください。

<イメージ>



※①～⑤は土壌採取地点（③～⑤は②と同様）

※当該採取地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点の土壌を採取してください。

ウ 水質検査

小規模特定事業区域から排出される水がある場合は、水質検査を実施し、上述「イ 土壌検査」と同様に小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第18号）に必要事項を記載し、次の書類を添付し、検査後1か月以内に報告してください。

- ①水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図
- ②現場写真
- ③検体試料採取調書（様式第8号）
- ④水質検査証明書（様式第19号）

エ 変更の許可

条例第7条第1項の許可を受けた方が、次の事項を変更しようとするときは、小規模特定事業変更許可申請書（様式第4号）に必要事項を記載し、変更に係る事項に関するものを添付して提出してください。

- ①埋立て等の目的
- ②小規模特定事業区域の位置及び面積
- ③土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④小規模特定事業を行う期間
- ⑤小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- ⑥小規模特定事業施工に関する計画
- ⑦小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

オ 軽微な変更

条例第7条第1項の許可を受けた方が、次の事項を変更しようとするときは、小規模特定事業軽微変更届出書（様式第5号）に必要事項を記載し、当該変更のあった日から14日以内に市長に届け出てください。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②条例第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所

※申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。

※法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。

カ 地位の承継

小規模特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、小規模特定事業

地位承継届出書（様式第 14 号）に必要事項を記載し、承継の事実を証する書類を添付のうえ、承継した日から 30 日以内に市長に届け出てください。

キ 廃止又は休止

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方が、小規模特定事業を廃止又は休止するときは、小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第 12 号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、廃止又は休止の日から 10 日以内に市長に届け出てください。

- ①小規模特定事業区域の出来形に関する図面
- ②小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面
- ③廃止（休止）した土砂等埋立等区域の現況写真（2 方向以上から撮影したもの）

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、報告してください。

市長は届出があったとき、遅滞なく条例第 7 条第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定されている「小規模特定事業の施工に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

確認した結果、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた方は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条例第 21 条第 3 項の規定により措置命令が出されます。

（５）完了の手続き

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方が、小規模特定事業を完了したときは、小規模特定事業完了届出書（様式第 11 号）に必要事項を記載し、完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面、完了した土砂等埋立等区域の現況写真を添付のうえ、完了した日から 10 日以内に市長に届け出てください。

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、報告してください。

市長は届出があったとき、遅滞なく条例第 7 条第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定されている「小規模特定事業の施工に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

確認した結果、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた方は、災害の発生を防止するために必要な

措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条例第 21 条第 3 項の規定により措置命令が出されます。

5 罰 則

許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った場合や許可の条件に違反した場合には、罰則が適用されることになります。

(1) 2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金 (条例第 27 条)

- ・ 措置命令違反 (条例第 21 条)
- ・ 無許可事業 (条例第 7 条)
- ・ 無許可変更 (条例第 9 条)

(2) 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

- ・ 搬入禁止命令違反 (条例第 10 条)
- ・ 改善命令違反 (条例第 19 条)

(3) 50 万円以下の罰金

- ・ 搬入事前届出義務違反 (条例第 10 条)
- ・ 地位承継届出義務違反 (条例第 12 条)
- ・ 帳簿記載義務違反 (条例第 15 条)
- ・ 帳簿記載事項定期報告義務違反 (条例第 15 条)
- ・ 土壌検査・水質検査結果報告義務違反 (条例第 16 条)
- ・ 報告徴収応答義務違反 (条例第 23 条)
- ・ 立入り検査忌避 (条例第 23 条)

(4) 30 万円以下の罰金

- ・ 軽微変更届出義務違反 (条例第 9 条)
- ・ 小規模特定事業完了等届出義務違反 (条例第 11 条)
- ・ 書類等保存義務違反 (条例第 17 条)

6 規則別表及び様式

(1) 土壌基準 (別表第 1)

(2) 技術上の基準 (別表第 2)

(3) 水質検査測定方法 (別表第 3)

(4) 様式第 1 号 ~ 第 2 0 号

土壌基準（別表第１）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液１リットルにつき ０．００３ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１０２の５５． ２、５５．３又は５５．４に定 める方法
全シアン	検液中に検出されないこ と。	日本産業規格Ｋ０１０２の３８ に定める方法（日本産業規格Ｋ ０１０２の３８．１．１及び３ ８の備考１１に定める方法を除 く。）又は水質汚濁に係る環境 基準について（昭和４６年環境 庁告示第５９号。以下「昭和４ ６年環境庁告示第５９号」とい う。）付表１に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこ と。	排水基準を定める省令の規定に 基づく環境大臣が定める排水基 準に係る検定方法（昭和４９年 環境庁告示第６４号。以下「昭 和４９年環境庁告示第６４号」 という。）付表１に掲げる方法 又は日本産業規格Ｋ０１０２の ３１．１に定める方法のうちガ スクロマトグラフ法以外のもの （メチルジメトンにあっては、 昭和４９年環境庁告示第６４号 付表２に掲げる方法）

鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 5 4 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 5. 2 (日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 5. 2. 2 及び K 0 1 0 2 の 6 5. 2. 7 を除く。)に定める方法
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下 (埋立て等を行う場所の 土地利用目的が農用地 (田に限る。銅の項及び 別表第 3 備考第 2 号にお いて同じ。)である場合 にあつては、検液 1 リッ トルにつき 0.01 ミリ グラム以下、かつ、試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつて は日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 1 に定める方法、農用地に係る ものにあつては農用地土壌汚染 対策地域の指定要件に係る砒素 の量の検定の方法を定める省令 (昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定 する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム 以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号 付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこ と。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号 付表 3 及び昭和 4 9 年環境庁告 示第 6 4 号付表 3 に掲げる方法

P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号 付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0 . 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 . 1、5 . 2 又は 5 . 3 . 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0 . 0 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 . 1、5 . 2、5 . 3 . 1、5 . 4 . 1 又は 5 . 5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0 . 0 0 2 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 1 0 号。以下「平成 9 年環境庁告示第 1 0 号」という。）付表に掲げる方法
1 , 2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0 . 0 0 4 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 . 1、5 . 2、5 . 3 . 1 又は 5 . 3 . 2 に定める方法
1 , 1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0 . 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 . 1、5 . 2 又は 5 . 3 . 2 に定

		める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 5 に掲げる方法

	下	
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる 方法
チオベンカル ブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる 方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定 める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 7. 2、6 7. 3 又は 6 7. 4 に定 める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 3 4. 1（日本産業規格 K 0 1 0 2 の 3 4 の備考 1 を除く。）若しく は 3 4. 4（妨害となる物質と してハロゲン化合物又はハロゲ ン化水素が多量に含まれる試料 を測定する場合にあっては、蒸 留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリ ットル、りん酸 60 ミリリット ル及び塩化ナトリウム 10 グラ ムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、

		水を加えて1, 000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K 0 1 7 0—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K 0 1 0 2の34. 1. 1c)(注(2)第3文及び日本産業規格K 0 1 0 2の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K 0 1 0 2の47. 1、47. 3又は47. 4に定める方法
1, 4—ジオキサ	検液1リットルにつき0. 05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

技術上の基準（別表第２）

- (１) 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
- (２) 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- (３) 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
１５メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
１５メートル以下	垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上の勾配
５メートル以下	垂直１メートルに対する水平距離が１．８メートル以上の勾配

- (４) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第６条から第１０条までの規定に適合すること。
- (５) 土砂等による埋立て等の高さが５メートル以上である場合にあっては、土砂による埋立て等の高さ５メートルごとに幅１メートル以上の段を設けること。
- (６) 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- (７) 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。
- (８) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

水質検査測定方法（別表第３）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K 0 1 0 2 の 5 5 . 2、5 5 . 3 又は 5 5 . 4 に定める方法
全シアン	日本産業規格K 0 1 0 2 の 3 8 . 1 . 2（日本産業規格K 0 1 0 2 の 3 8 の備考 1 1 を除く。以下同じ。）及び 3 8 . 2 に定める方法、日本産業規格K 0 1 0 2 の 3 8 . 1 . 2 及び 3 8 . 3 に定める方法、日本産業規格K 0 1 0 2 の 3 8 . 1 . 2 及び 3 8 . 5 に定める方法又は昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 1 に掲げる方法又は日本産業規格K 0 1 0 2 の 3 1 . 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K 0 1 0 2 の 5 4 に定める方法
六価クロム	日本産業規格K 0 1 0 2 の 6 5 . 2（日本産業規格K 0 1 0 2 の 6 5 . 2 . 2 及びK 0 1 0 2 の 6 5 . 2 . 7 を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K 0 1 0 2 の 6 1 . 2、6 1 . 3 又は 6 1 . 4 に定める方法
総水銀	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 2 に掲げる方法

アルキル水銀	昭和４６年環境庁告示第５９号付表３に掲げる方法
ＰＣＢ	昭和４６年環境庁告示第５９号付表４に掲げる方法
銅	日本産業規格Ｋ０１０２の５２．２、５２．３、５２．４又は５２．５に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成９年環境庁告示第１０号付表に掲げる方法
１，２－ジクロロエタン	日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２、５．３．１又は５．３．２に定める方法
１，１－ジクロロエチレン	日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法
１，２－ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２又は５．３．１に定める方法
１，１，１－トリクロロエタン	日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法

1, 1, 2-トリクロロエタン	日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	日本産業規格K 0 1 0 2の67. 2、67. 3又は67. 4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K 0 1 0 2の34. 1（日本産業規格K 0 1 0 2の34の備考1を除く。）若しくは34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留

	試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は日本産業規格 K0102 の 34. 1. 1 c) (注(2)第 3 文及び日本産業規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	日本産業規格 K0102 の 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1, 4—ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格 K0102 の 12. 1 に定める方法又は昭和 49 年環境庁告示第 64 号に定める方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

地方公共団体に準ずる者の認定申請書

年 月 日

渋川市長 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

印

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 4 条第 3 項の規定による地方公共団体に準ずる者の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者への資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資の受入総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

（１）出資の受入総額 千円（ 年 月 日現在）

（２）地方公共団体別の出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

- 2 土砂等による埋立て等に係る事業の実績

- 3 添付書類

（１）定款又は寄附行為

（２）法人の登記事項証明書

（３）直近 3 年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

（４）その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第6条関係）

（表）

小規模特定事業に関する届出書

年 月 日

渋川市長 様

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

住所

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、当該土砂等埋立等区域への土砂等の搬入を行うに当たり、土砂等に汚染等があったときは、自己の責任においてこれを解決し、市に損害等の請求をしないことを誓約します。

埋立て等の目的		
小規模特定事業区域の 位置及び面積	位置	面積 m ²
土砂等埋立等区域の 位置及び面積	位置	面積 m ²
小規模特定事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
小規模特定事業区域に搬入 する土砂等の搬出場所及び 土砂等を排出する者	（搬出場所） 所在地 工事名 （排出する者） 住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号	
小規模特定事業区域に搬入 しようとする土砂等の予定 量	合計 m ³	

(裏)

添付書類

- 1 小規模特定事業区域の位置を示す図面
- 2 小規模特定事業区域の現況平面図及び現況断面図
- 3 小規模特定事業区域の計画平面図及び計画断面図
- 4 土砂等埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
- 5 小規模特定事業区域の公図
- 6 小規模特定事業区域の現況写真

様式第 2 号（第 7 条関係）

（表）

小規模特定事業許可申請書

年 月 日

渋川市長 様

個人が署名した場合、押印を省略できる。

※法人は押印が必要です。

住所

申請者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

埋立て等の目的		
小規模特定事業区域の 位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
土砂等埋立等区域の 位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
小規模特定事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
小規模特定事業区域に 搬入する土砂等の数量	m ³	
小規模特定事業の施工に 関する計画		
小規模特定事業区域の周辺 の地域の生活環境の保全及 び災害の発生の防止に關する 計画		
施工管理者の氏名及び住所 並びに通常所在する事務所 等の所在地及び電話番号	氏名 住所 通常所在する事務所等の所在地 通常所在する事務所等の電話番号	

備考 小規模特定事業の施工に関する計画並びに小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、それらの計画書を添付すること。

(裏)

添 付 書 類	1 小規模特定事業区域の位置を示す図面
	2 小規模特定事業区域の付近の見取図
	3 土砂等埋立等区域の見取図
	4 申請者が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し
	5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の役員の全員の住民票の写し及び印鑑証明書
	6 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
	7 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
	8 施工管理者の住民票の写し
	9 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	10 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
	11 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
	12 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	13 条例第8条第2号の定める技術上の基準にしたがって、安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面
	14 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）
	15 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
	16 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
	17 土砂等埋立等区域の現況写真
	18 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 8 条関係）

小規模特定事業に係る土地所有者の承認書

小規模特定事業許可申請者（ ）が当方の所有地である次表の土地において行う小規模特定事業については、異議がないので承認します。

所在地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	備考

また、承認の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	小規模特定事業区域の位置及び面積
3	小規模特定事業の期間
4	小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	小規模特定事業の施工に関する計画
6	小規模特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
7	小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の出来形
8	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
9	小規模特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名
10	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号

上記のとおり、承認したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

注 土地所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

様式第 4 号（第 9 条関係）

小規模特定事業変更許可申請書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

申請者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

小規模特定事業軽微変更届出書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		

備考 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

渋川市長 様

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

住所

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
今回の届出に関する 土砂等の排出場所及 び土砂等を排出する 者	（排出場所） 所在地 工事名 （排出する者） 住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
搬入しようとする 土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	①土砂等排出元証明書（様式第 7 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（様式第 8 号） ⑤土壌検査証明書（様式第 9 号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 10 日前までに提出すること。

様式第 7 号（第 10 条関係）

土砂等排出元証明書

年 月 日

渋川市長 様

住所

土砂等の排出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該小規模特定事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該小規模特定事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う小規模特定事業の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

様式第 8 号（第 10 条、第 18 条関係）

検体試料採取調書

年 月 日

住所
届出者 氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

印

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

採取者が個人の場合、署名した場合は、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

印

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採取年月日	
採取時の天候	
土壌検査の場合の 採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

様式第9号（第10条、第18条関係）

土壌検査証明書					年 月 日
様		分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士			印
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。					
（検体番号 ）					
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/ℓ		0.003		
全シアン	mg/ℓ		不検出		
有機磷	mg/ℓ		不検出		
鉛	mg/ℓ		0.01		
六価クロム	mg/ℓ		0.02		
砒素	mg/ℓ		0.01		
総水銀	mg/ℓ		0.0005		
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出		
P C B	mg/ℓ		不検出		
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02		
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002		
チウラム	mg/ℓ		0.006		
シマジン	mg/ℓ		0.003		
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02		
ベンゼン	mg/ℓ		0.01		
セレン	mg/ℓ		0.01		
ふっ素	mg/ℓ		0.8		
ほう素	mg/ℓ		1		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05		
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有試験	
	銅	mg/kg	125		
備考					

様式第 10 号（第 10 条関係）

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

住所

証明者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等については、碎石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

小規模特定事業完了届出書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を完了したので、同条例第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考

- 1 完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面を添付すること。
- 2 完了した土砂等埋立等区域の現況写真を添付すること。

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

小規模特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を廃止（休止）したので、同条例第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間及び廃止年 月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 （休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

備考

- 1 小規模特定事業区域の出来形に関する図面及び小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を添付すること。
- 2 廃止（休止）した土砂等埋立等区域の現況写真を添付すること。

様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）

小規模特定事業再開届出書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を再開したので、同条例第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

備考 この届出書は、休止した小規模特定事業を再開しようとするとき、再開する日の 1 0 日前までに提出すること。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

小規模特定事業地位承継届出書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）を受けた者の地位を承継したので、同条例第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
承継前の許可を 受けた者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第 1 5 号（第 1 4 条関係）

小規模特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
埋立て等の目的	
小規模特定事業を行 う場所の所在地	
小規模特定事業を行 う者の住所、氏名及 び電話番号	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
小規模特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
小規模特定事業区域の面積	m ²
土砂等の排出場所及 び搬入予定数量	排出場所 搬入予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

備考 縦は 1 2 0 センチメートル以上、横は 9 0 センチメートル以上とすること。

様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

小規模特定事業施工管理台帳

年 月 日（ ）

小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
小規模特定事業区域の位置
土砂等埋立等区域の位置

面積 m^2
面積 m^2
記録者の氏名

	土砂等の 搬入時期	搬入車両の登録 番号	土砂等を運搬した者の氏 名又は法人の名称	搬入車両の運 転者の氏名	搬入した土砂等 の数量（ m^3 ）	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
1 0						
1 1						
1 2						
1 3						
1 4						
1 5						
1 6						
1 7						
1 8						
1 9						
2 0						

施工作業の内容

様式第 17 号（第 15 条関係）

小規模特定事業施工状況報告書

年 月 日

渋川市長 様

住所

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

報告者 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、小規模特定事業の施工状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号				
小規模特定事業区域の面積	m ² (うち実施済面積 m ²)				
小規模特定事業区域に搬入される土砂等の数量	m ³ (うち実施済数量 m ³)				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定 量 (m ³)	前回累計 量 (m ³)	今回報告 量 (m ³)	累計量 (m ³)	備考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の小規模特定事業施工管理台帳(様式第 16 号)の写しを添付すること。

様式第 18 号（第 18 条関係）

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

渋川市長 様

住所

報告者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

個人が署名した場合、押印を省略できる。
※法人は押印が必要です。

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 16 条第 1 項の規定による小規模特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
土砂等又は排出水の採取地点・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（様式第 8 号）のとおり	
土壌に係る検査証明書・・・別添のとおり	
水質に係る検査証明書・・・別添のとおり	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 19 号（第 18 条関係）

水質検査証明書			
様 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士		年	月
		日	
印			
年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に定める方法、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）別表に定める方法により、計量した結果を次のとおり証明します。 （検体番号 ）			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		
全シアン	mg/ℓ		
有機燐	mg/ℓ		
鉛	mg/ℓ		
六価クロム	mg/ℓ		
砒素	mg/ℓ		
総水銀	mg/ℓ		
アルキル水銀	mg/ℓ		
P C B	mg/ℓ		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/ℓ		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		
チウラム	mg/ℓ		
シマジン	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/ℓ		
セレン	mg/ℓ		
ふっ素	mg/ℓ		
ほう素	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		
水素イオン濃度	pH		
備考			

様式第 2 0 号（規格 6 センチメートル× 9 センチメートル）（第 2 1 条関係）

（表）

身分証明書		第 号
写真 縦 3 cm 横 2 cm 洪 川 市 所属 職名 氏名	年 月 日生	
上記の者は、洪川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 2 3 条第 2 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 洪川市長 印		

（裏）

洪川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋 （報告の徴収及び立入検査等） 第 2 3 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第 2 9 条 次の各号にいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。 （4）第 2 3 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（5）第 2 3 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 （両罰規定） 第 3 1 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 4 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
--

【メ モ】

< 参考資料 >

- 1 渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
- 2 渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
- 3 渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例逐条解説

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。
- (3) 小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における土砂等による埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策を講ずるとともに、群馬県が講ずる土砂等による埋立て等に関する施策について必要に応じて協力するものとする。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

(土砂等を排出する者等の責務)

第5条 土砂等を排出する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。

(土砂等の汚染に関する基準)

第6条 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

(小規模特定事業の許可)

第7条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業の用に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

(1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）

(3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの

(4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 埋立て等の目的
- (3) 小規模特定事業区域の位置及び面積
- (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (5) 小規模特定事業を行う期間
- (6) 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- (7) 小規模特定事業の施工に関する計画
- (8) 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生
の防止に関する計画
- (9) 第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、小規模特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、第2項第5号の小規模特定事業を行う期間（以下「小規模特定事業の期間」という。）について3年を超えて申請することができない。

5 第19条又は第21条の規定により命令を受けた者であつて、必要な改善又は措置を完了していないものは、第1項の許可の申請をすることができない。

6 市長は、第1項の許可には、当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

（許可の基準）

第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 前条第1項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

イ 前条第1項の規定による許可（次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。以下「許可等

」という。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

ウ この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号。以下「県条例」という。）又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員

カ 未成年者で、その法定代理人（法人の場合は、その役員を含む。）がオに該当する者であるもの

キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ケ オに該当する者がその事業活動を支配する者

(2) 前条第2項第7号の小規模特定事業の施工に関する計画（以下「施工計画」という。）が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(3) 小規模特定事業を行うことについて、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域の土地の所有者の承認を得ていること。

(変更の許可)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で

定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第9号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書きに規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間の変更（当該小規模特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。）を申請しようとする場合にあっては、第7条第1項の許可を受けた小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない。
- 5 前項の規定による小規模特定事業の期間の変更の申請があった場合において、当該小規模特定事業の期間（以下この項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 第7条第3項、第5項及び第6項並びに前条の規定は、第1項の申請及び許可の基準について準用する。この場合において、第7条第3項中「前項」とあるのは「第9条第2項」と、第7条第5項及び第6項中「第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と第8条中「前条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と、第8条第3号中「小規模特定事業を」とあるのは「小規模特定事業の変更を」と読み替えるものとする。

（土砂等の搬入の事前届出等）

第10条 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出には、小規模特定事業区域に搬入しようとする土

砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。
- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 市長は、許可等を受けた者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合であって、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該許可等を受けた者に対し、当該届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業に係る施工計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に適合しないと認める場合
- (2) その性状が規則で定める基準に適合しないと認める場合
（小規模特定事業の完了等の手続）

第11条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
- (2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

- 2 市長は、前項第1号の規定による届出（完了し、又は廃止したものに限る。以下この条において同じ。）があったとき又は小規模特定事業の期間が満了したときは、遅滞なく、これらの小規模特定事業が施工計画及び第7条第2項第8号の小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの）に適合しているかについて確認を行うものとする。
- 3 市長は、前項の確認の結果、同項に規定する計画に適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画に適合しないと認めるときは災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を、第1項第1号の規定による届出をした者又は期間が満了した小規模特定事業を行っていた者に行うものとする。
- 4 前項の規定により災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（地位の承継等）

第12条 許可等を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、当該許可等を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可等を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置）

第13条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に施工管理者（小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ

。)を置かなければならない。

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

第14条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 許可等を受けた者は、第9条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第3項の届出をしたときは、速やかに、前項の標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

(帳簿の記載等)

第15条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の事項を市長に報告しなければならない。

(土壌の検査等)

第16条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可等に係る小規模特定事業区域内の土砂等の検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壌検査」という。）を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(書類の備置き等)

第17条 許可等を受けた者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了する日又は許可等の取消しを受けた日まで、規則で定めるところにより、当該許可等に係る第7条第2項の申請書（第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、その申請書を含む。）の写し、第15条第1項の帳簿その他規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る小規模特

定事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模特定事業に関し生活環境の保全上又は災害の発生の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了した日又は許可等の取消しを受けた日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

(車両の表示)

第18条 許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を受けた者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業が施工計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 許可等を受けた者が第7条第6項（第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可等に付した条件に違反したと認めるとき。
- (3) 許可等を受けた小規模特定事業が第8条第2号（第9条第6項において準用する場合を含む。第21条第1項において同じ。）に規定する技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- (4) 許可等を受けた者が第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (5) 許可等を受けた者が小規模特定事業区域に施工管理者を置いていないと認めるとき。
- (6) 許可等を受けた者が第14条第1項の標識を掲示せず、氏名等の

事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第２項の変更をしていないと認めるとき。

(７) 第１５条第１項の規定に違反し、帳簿に記載せず、又は同条第２項の規定に違反し、報告をしていないと認めるとき。

(８) 第１６条第１項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第２項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。

(９) 許可等を受けた者が第１７条第１項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。

(１０) 第２３条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。

(１１) 第２３条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(許可の取消し等)

第２０条 市長は、許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは当該許可等を取り消すことができる。

(１) 県条例第７条第２項又は第３項の規定による命令に違反したとき。

(２) 偽りその他不正の手段により第７条第１項の許可を受けたとき。

(３) 第８条第１号アからケまでの規定のいずれかに該当するに至ったとき。

(４) 第９条第１項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(５) 偽りその他不正の手段により第９条第１項に規定する変更の許可を受けたとき。

(６) 第１０条第３項の規定による命令に違反したとき。

(７) 前条第４号、第７号、第８号、第１０号又は第１１号のいずれかに該当し情状が特に重いとき。

(８) 前条又は次条に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しを受けた小規模特定事業の小規模特定事業区域に搬入された土砂等による災害の発生を防止するための措置を期限を定めて講じなければならない。

（措置命令等）

第21条 市長は、小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、小規模特定事業を行い、又は行った者（第8条第2号に規定する技術上の基準に違反して当該小規模特定事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模特定事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。次項において同じ。）に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による災害の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

- 3 市長は、第11条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（協力要請）

第22条 市長は、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋

立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第24条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第25条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定により小規模特定事業の許可を受けようとする者 30,000円

(2) 第9条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可を受けようとする者 20,000円

2 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者
- (2) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、小規模特定事業を行った者

第28条 第10条第3項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者
- (3) 第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から 3 月間は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成26年渋川市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第3条 条例第6条の土壌基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第

10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(8) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団

(9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が地方公共団体に準ずる者として認定した者

2 前項第9号の規定による認定を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近3年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請について、土壌の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みがあると認めるときは、地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。

（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた採取計画（同法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた

採取計画（同法第20条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

- （3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等

（許可を要しない土砂等による埋立て等）

第6条 条例第7条第1項第5号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- （1） 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- （2） 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等
- （3） 主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
- （4） 主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等

2 前項第4号に規定する土砂等による埋立て等を行う者は、あらかじめ小規模特定事業に関する届出書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1） 小規模特定事業区域の位置を示す図面
- （2） 小規模特定事業区域の現況平面図及び現況断面図
- （3） 小規模特定事業区域の計画平面図及び計画断面図
- （4） 土砂等埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
- （5） 小規模特定事業区域の公図
- （6） 小規模特定事業区域の現況写真

（許可の申請）

第7条 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業許可申請書（様式第

2号)とする。

2 条例第7条第2項第10号の規則で定める事項は、施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号とする。

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模特定事業区域の位置を示す図面
- (2) 小規模特定事業区域の付近の見取図
- (3) 土砂等埋立等区域の見取図
- (4) 条例第7条第1項に規定する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の役員の全員の住民票の写し及び印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。）
- (6) 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- (7) 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
- (8) 施工管理者の住民票の写し
- (9) 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (10) 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- (11) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- (12) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (13) 条例第8条第2号の定める技術上の基準に従って、土砂等による埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行うときは、当該安定計算を記載した書面
- (14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）
- (15) 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小

規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面

(16) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類

(17) 土砂等埋立等区域の現況写真

(18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の基準)

第8条 条例第8条第2号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第8条第3号の土地の所有者の承認は、小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第3号）により行うものとする。

(変更の許可の申請等)

第9条 条例第9条第1項本文の規定による変更の許可を受けようとする者は、小規模特定事業変更許可申請書（様式第4号）に第7条第3項各号に掲げる書面のうち変更に係る事項に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 小規模特定事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(2) 条例第7条第2項第6号の小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 施工計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 条例第9条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

(土砂等の搬入の事前届出)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める土砂等の数量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

3 条例第10条第2項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（様式第7号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（様式第8号）並びに計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第18条第1項第2号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（様式第9号。第18条第1項第1号において単に「土壌検査証明書」という。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 採石法

(2) 砂利採取法

7 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（様式第10号）又はこれに準ずる書面とする。

（土砂等の性状の基準）

第11条 条例第10条第3項第2号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。

（小規模特定事業の完了等の手続）

第12条 条例第11条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

- （1） 小規模特定事業を完了したとき 小規模特定事業完了届出書（別記様式第11号）
- （2） 小規模特定事業を廃止し、又は休止したとき 小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第12号）
- （3） 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 小規模特定事業再開届出書（様式第13号）

2 前項第1号及び第2号の届出書には、小規模特定事業区域の出来形に関する図面（前項第2号の届出書にあっては、小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）及び土砂等埋立等区域の現況写真を添えなければならない。

（地位の承継の届出）

第13条 条例第12条第2項の規定による届出は、小規模特定事業地位承継届出書（様式第14号）に承継の事実を証する書面を添えて行うものとする。

（小規模特定事業に係る標識の掲示）

第14条 条例第14条第1項の標識は、小規模特定事業に関する標識（別

記様式第 15 号) によるものとする。

2 条例第 14 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 小規模特定事業を行う場所の所在地
 - (4) 小規模特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号
 - (5) 小規模特定事業の期間
 - (6) 小規模特定事業区域の面積
 - (7) 土砂等の排出の場所及び搬入予定数量
 - (8) 施工管理者の氏名
- (帳簿の記載)

第 15 条 条例第 15 条第 1 項の規定による帳簿の記載は、小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）により毎日行うものとする。

2 条例第 15 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- (2) 小規模特定事業区域の位置及び面積
- (3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (4) 記録者の氏名
- (5) 土砂等の搬入時刻
- (6) 搬入車両の登録番号
- (7) 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称
- (8) 搬入車両の運転者の氏名
- (9) 搬入した土砂等の数量
- (10) 土砂等の積込み場所
- (11) 施工作業の内容

3 条例第 15 条第 2 項の規定による報告は、条例第 7 条第 1 項の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から 3 月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を 1 月とみなす。）に

遅滞なく、小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。

（小規模特定事業区域内土壌検査）

第 16 条 小規模特定事業の許可を受けた者は、次の各号に掲げる日から起算して 6 月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5, 000 立方メートルを超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第 16 条第 1 項に規定する土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。

（1） 小規模特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日

（2） 前回の検査基準日

2 小規模特定事業の許可を受けた者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、小規模特定事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 小規模特定事業区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1） 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点 4 地点）の土壌について行うこと。

（2） 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1 つの試料とすること。

（3） 小規模特定事業区域内土壌検査は、前号の規定により作成された

試料について、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(水質検査)

第 17 条 条例第 16 条第 1 項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第 2 項及び第 3 項中「小規模特定事業区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第 3 項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第 3 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

(小規模特定事業区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第 18 条 条例第 16 条第 1 項の規定による報告は、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1) 小規模特定事業区域内土壌検査 当該小規模特定事業区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 16 条第 3 項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書

(2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第 1 項の規定により読み替えて準用する第 16 条第 3 項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（様式第 19 号）

2 条例第 16 条第 1 項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 第 16 条第 1 項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第 1 項の規定により読み替えて準用する第 16 条第 1 項の規

定により行う水質検査 第16条第1項各号に該当する日から1月を経過する日

- (2) 第16条第2項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第2項の規定により行う水質検査 市長の定める日
(書類の備置き等)

第19条 条例第17条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第4項に規定する小規模特定事業軽微変更届出書の写し
(2) 第10条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し
(3) 前条第1項に規定する小規模特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し
(車両の表示)

第20条 条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
(2) 小規模特定事業区域の所在地（小規模特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該小規模特定事業区域を代表する所在地）
(3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
(4) 小規模特定事業の許可番号
(5) 小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称
(身分証明書)

第21条 条例第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第20号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行った渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第4項の土壌検査、同規則第16条第1項の小規模特定事業区域内土壌検査及び同規則第17条第1項において読み替えて準用する同規則第16条第1項の水質検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行った渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第4項の土壌検査、同規則第16条第1項の小規模特定事業区域内土壌検査及び同規則第17条第1項において読み替えて準用する同規則第16条第1項の水質検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行った渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第4項の土壌検査、同規則第16条第1項の小規模特定事業区域内土壌検査及び同規則第17条第1項において読み替えて準用する同規則第16条第1項の水質検査については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行った渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 10 条第 4 項の土壌検査及び同規則第 16 条第 1 項の小規模特定事業区域内土壌検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 10 条第 4 項の土壌検査については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年渋川市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する小規模特定事業区域（以下「小規模特定事業区域」という。）又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた小規模特定事業区域に係る条例第 16 条第 1 項に規定する土壌検査については、改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

※ 別表及び様式は、19～52 ページに記載

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例逐条解説

渋川市市民環境部環境政策課

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めたものです。

【解説】

本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、①埋立て等による土壌の汚染②埋立て等による災害の発生の2点を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保することにあります。

したがって、土砂等の埋立て等を禁止する趣旨ではありません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。
- (3) 小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

【趣旨】

本条は、この条例における定義を定めたものです。

【解説】

- (1) 「土砂等」とは、地表・地盤等を掘削するなどして採取された土・砂・石・礫・砂利が集まったものをいい、砂・石などが混じっていても全体として土砂とみなすことができる場合には、本条例が適用されます。産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラ等は土砂に該当せず、土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していた場合は、廃棄物処理法が適用されます。本条例の適用後に土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していたことが明白となった場合も、その時点で廃棄物処理法が適用されます。また、本条例の適用前に土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していることが明白となった場合も廃棄物処理法が適用されます。
- (2) 「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土、その他土地への堆積（製品の製造

又は加工のための原材料の堆積を除く。)を行うことをいいます。

①「埋立て」とは、周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいいます。

②「盛土」とは、周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものをいいます。

③「堆積」とは、一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定されているものをいいます。

(3) 「小規模特定事業」とは、埋立て等を行う区域以外の場所において採取又は製造が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が、500 m²以上3,000 m²未満であるものをいいます。

3,000 m²以上は特定事業となり、群馬県の許可を受ける必要があります。

Q 1 R C 碎石は土砂等に含まれるのか？

碎石、R C 碎石については、土砂等に含まれません。ただし、埋立て等に使用する場合は、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に属さないもので、かつ、土壌基準を満たすものでなければなりません。

Q 2 条例第2条中(定義)「製品の製造又は加工のための原材料」とは何か？

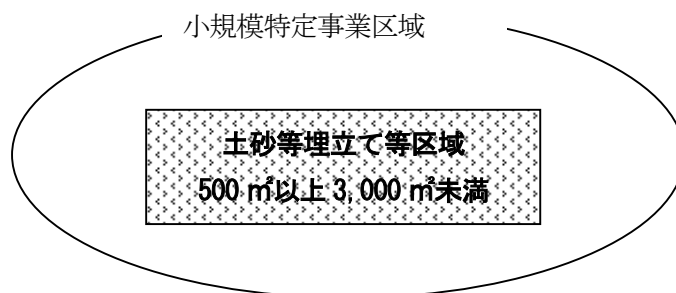
セメント、陶器、ブロック等を想定され、製品の製造又は加工するための原材料は、石灰石、粘土、砂等のことです。

Q 3 一時的に土砂等を積んでおく場合は許可を受ける必要があるのか？

一時的に土砂等を積んでおくことは、「土地への堆積」となり、土砂等埋立て等区域が500 m²以上の場合は、許可を受ける必要があります。

Q 4 500 m²以上3,000 m²未満の区域とは、どの区域を指すのか？

土砂を埋め立てる区域を指します。図にすると次のとおりです。



Q 5 なぜ500 m²以上なのか？

農業委員会で使用されている農地転用の基準(農地から一般住宅用地として利用する場合は、500平方メートル以内の面積とします。)を参考とし、農地から一般住宅用地への農転を許可の対象から除外するため、500 m²としました。

また、既に土砂条例を制定している高崎市、桐生市、板倉町、邑楽町は500 m²以上で、前橋市と藤岡市は1,000 m²以上となっています。本市では、規制の対象を広げるため前者の500 m²と規定しました。

Q 6 隣り合った土砂等埋立て等区域の面積を合計すると 500 m²以上の面積となるが、個々の土地の面積は 500 m²未満の場合、許可を受ける必要があるか？

土砂の埋立て等を行う土地の区域が一体の区域を構成しているか若しくは一体的な利用が可能な区域かどうかの判断によって許可が必要かどうか決まります。判断にあつては、①物理的一体性（埋立て等を行う土地が隣接しているか）、②機能的一体性（埋立行為が相互に関連しているか）、③事業者の同一性（会社法上親子会社であるか等）等を勘案して総合的に判断します。

（市の責務）

第3条 市は、市の区域内における土砂等による埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策を講ずるとともに、群馬県が講ずる土砂等による埋立て等に関する施策について必要に応じて協力するものとする。

【趣旨】

本条は、市の責務について定めたものです。

【解説】

本条例の目的に従い、市が「土砂等による埋立て等の適正化に関する施策」を実施することを前提に、市内で行われる土砂等による埋立て等の状況を把握し、不適正な土砂等の埋立て等を防止します。また、3,000 m²以上の土砂等の埋立て等は群馬県になり、群馬県との連携が重要なため、群馬県との協力を明文化しました。

（土砂等による埋立て等を行う者の責務）

第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、土砂等による埋立て等を行う者の責務について定めたものです。

【解説】

土砂等の埋立て等を行う場合、埋立て等を行う者は次の義務を負うことになります。

- ①土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行わないようにする。
- ②災害の発生の防止のために必要な措置をとる。
- ③周辺の地域の生活環境の保全に配慮する。

Q 7 条例第4条中（土砂等による埋立て等を行う者の責務）の「周辺の地域の生活環境の保全」とは何か？

不適正な土砂等の埋立て等は、土砂等埋立て等区域だけでなく地下水等により被害が拡大し、周辺地域にも被害が及ぶ恐れがあります。

周辺の地域の生活環境の保全とは、人間の日々の生活に大きくかかわっている自然的・社会的な環境を保ち、周辺の地域が安全で安心して健康な生活を送れるように維持することです。

(土砂等を排出する者等の責務)

第5条 土砂等を排出する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、土砂等を排出する者及び土地所有者の責務について定めたものです。

【解説】

- 1 土砂等を排出する場合、土砂等を排出するものは次の義務を負うことになります。
 - ①土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止する。
 - ②適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力する。
- 2 埋立て等を行う土地の所有者に対しては、土壌の汚染や災害の発生を考慮しない安易な土地の提供を行わないよう、自己の所有する土地に関する注意義務を規定しました。

(土砂等の汚染に関する基準)

第6条 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

【趣旨】

本条は、埋立て等に供される土砂等の環境基準について定めたものです。

【解説】

環境基本法第16条は「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定しており、この規定に基づき「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）が告示されています。

本条例の目的を考慮し、埋立て等に供される土砂等の具体的な環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則別表第1で定めています。

Q8 土壌汚染対策法上の土壌の汚染との関わりは？

条例で使用される土砂等の汚染に関する基準は、土壌汚染対策法の要措置区域の指定に使用される環境基準と同様の基準です。

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的としています。

土砂条例は、埋立て等による土壌の汚染及び埋立て等による災害の発生を未然に防止し、市民の生

活環境を保全するとともに市民の安全を確保することを目的としています。

土砂条例に係る当該土砂等の埋立て等により土壌汚染が発覚した場合は、土砂条例（県条例）の中で措置命令等が発令されます。

（小規模特定事業の許可）

第7条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業の用に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- （1） 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- （2） 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- （3） 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- （4） この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- （5） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2） 埋立て等の目的
- （3） 小規模特定事業区域の位置及び面積
- （4） 土砂等埋立て区域の位置及び面積
- （5） 小規模特定事業を行う期間
- （6） 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- （7） 小規模特定事業の施工に関する計画
- （8） 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
- （9） 第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所
- （10） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、小規模特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、第2項第5号の小規模特定事業を行う期間（以下「小規模特定事業の期間」という。）について3年を超えて申請することができない。

5 第19条又は第21条の規定により命令を受けた者であって、必要な改善又は措置を完了していないものは、第1項の許可の申請をすることができない。

6 市長は、第1項の許可には、当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の

生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

【趣旨】

本条は、小規模特定事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない旨及び許可申請の手続きについて定めたものです。本条第1項の規定に違反した場合は、条例第27条により「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 不適正な土砂等の埋立て等は、周辺の地域の生活環境だけでなく、地下水等により被害が拡大する恐れがあります。小規模特定事業を行うときは、許可制とし、事業の開始から完了までの一連の事業活動について規制するものです。

許可制の適用を除外する小規模特定事業は次のとおりです。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等による事業

これは、土砂等の移動がなく、当該区域内で完結するためです。

- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）

規則で定めるものとは、規則第4条第1項第1号から第8号に定める次のとおりです。規則第4条第1項第9号に定める者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書（様式第1号）で確認します。これは、国、地方公共団体等が行う事業においては、発注者が責任をもって事業を管理し、土壌の汚染や災害の発生につながるような無秩序な土砂等の埋立て等を行わないとみなされるためです。

①高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社

②土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び同法第3条に規定する資格を有する者

③土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社

④地方住宅供給公社法（昭和40年法律第1124号）に規定する地方住宅供給公社

⑤公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

⑥独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

⑦国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

⑧日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団

- (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分

による土砂等による埋立て等であって規則で定める事業

規則第5条で定める事業は次のとおりです。

- ・採石法、砂利採取法に基づき許認可等がなされた採取場において採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- ・廃棄物処理法に基づく土砂等による埋立て等

- (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等

適正な埋立て等でなければならないことはいうまでもありません。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等
規則第6条で定める土砂等による埋立て等は、次のとおりです。

- ①非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
 - ②運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
 - ③主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
 - ④主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等
- ※④については、事前に小規模特定事業に関する届出書（様式第1号の2）の提出を行った土砂等による埋立て等に限ります。事前に届出のないものは許可の対象となります。

- 2 規則第7条に定める小規模特定事業許可申請書（様式第2号）の必要事項を定め、当該事項を確認する書類を添付しなければならないこととしました。

- 3 規則で定める書類は、規則第7条第3項第1号から第17号までに示す次のとおりです。

- (1) 小規模特定事業区域の位置を示す図面
- (2) 小規模特定事業区域の付近の見取図
- (3) 土砂等埋立て等区域の見取図
- (4) 許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあつては、申請者の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、法人の役員の全員の住民票の写し
- (6) 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- (7) 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあつては、当該請負の契約書の写し
- (8) 施工管理者の住民票の写し
- (9) 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (10) 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- (11) 土砂等埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- (12) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (13) 土砂等による埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行う

ときは、当該安定計算を記載した書面

(14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）

(15) 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面

(16) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類

(17) 土砂等埋立て等区域の現況写真

(18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 群馬県土砂等による埋めて等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）との均衡を勘案し、3年としました。

5 県条例と同様に、改善命令及び措置命令に対する処置を完了していない者は、許可の申請をできないこととしました。

6 本条例の目的に沿った許可とするため、市長が必要な条件又は許可の変更を行うことができることとしました。

Q 9 条例第7条（小規模特定事業の許可）第1項第1号宅地造成の場合で、僅かな量でも当該区域外から搬入するときは許可が必要か？

当該区域外からの土砂等の搬入を行う場合は、土砂等埋立て等面積によって該当する場合があります。

Q 10 道路工事や造成工事も該当するのか？

国、地方公共団体等が行う事業（以下「国等」という）で、国等の設計、施工管理により行われる道路工事や造成工事等は、届出の該当になりません。但し、国等が発注する事業により発生する残土の処分については、処分のための土砂等の埋立て等を国等が行うもの（設計・施工・管理等を国等が行う）なのかどうかで判断することになり、国等が行わないものについては、許可が必要になります。

なお、造成工事については、当該工事を行う区域において、当該区域から排出・採取された土砂等による当該区域内意の埋立て等は、条例第7条第1項第1号により届出の該当になりません。別の場所から土砂を搬入し埋立てする場合は、土砂等埋立て等面積によって該当する場合があります。

Q 11 市が委託又は請け負わせた埋立て等は届出が必要なのか？

Q 10と同様の扱いとなります。

国等の設計、施工管理により行われるものは、該当になりませんが、残土処分等において国等が行わないものは許可が必要になります。

国等が行う事業においては、発注者が責任をもって事業を管理し、土壌の汚染や災害の発生につながるような無秩序な土砂等の埋立て等を行わないとみなされるためです。

Q 12 非常災害のために必要な応急措置とは何か？緊急に恒常的な措置を行う場合は含まれるのか？【規則内容】

非常災害のために必要な応急措置とは、主に自然災害が発生した場合に、市民の安全を確保するために必要と判断した場合に行う土砂等による埋立て等のことです。

具体的には、地震・台風・噴火等の自然災害により土地が変形し、市民の安全を脅かすと判断された場合の埋立て等を想定しています。

緊急に恒常的な措置を行う場合は、状況に応じて慎重に判断する必要があります。

Q 1 3 地方公共団体に準ずる者の認定申請を必要とするのは、例えばどのような団体か？

【規則内容】

地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人が該当します。渋川市であれば、（一社）渋川市公共施設管理公社などです。ただし、「地方公共団体に準ずる者の認定申請書」が提出され、市長が地方公共団体に準ずる者として認定した法人に限ります。

Q 1 4 小規模特定事業の許可はいつまでに受けるのか？

小規模特定事業の許可の申請の期間に具体的な規定はありませんが、申請を受けてから、市で審査を行い、許可を出します。許可を受けなければ事業を開始することができず、土砂等の搬入もできません。したがって事業を行う予定の40日以前の申請が望ましいと考えています。

また、土砂等を搬入する10日前までに土砂等搬入届出書の届出が必要となります。

（許可の基準）

第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（1） 前条第1項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

イ 前条第1項の規定による許可（次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

ウ この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号。以下「県条例」という。）又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員

カ 未成年者で、その法定代理人（法人の場合は、その役員を含む。）がオに該当する者であるもの

キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 個人でその使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ケ オに該当する者がその事業活動を支配する者

（2） 前条第2項第7号の小規模特定事業の施工に関する計画（以下「施工計画」

という。)が規則で定める技術上の基準に適合していること。

- (3) 小規模特定事業を行うことについて、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域の土地の所有者の承認を得ていること。

【趣旨】

本条は、許可の基準について定めたものです。

【解説】

- (1) 本条第1号は、欠格要件（許可を受けられない者）について定めています。不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由は、個別に判断する必要があると考えられ、具体的事案に応じて慎重に判断するものと考えます。
- (2) 本条第2号の「規則で定める技術上の基準」は、規則別表第2に示すとおりです。
- (3) 本条第3号の土地所有者の承認は、規則第8条第2項に定める小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第3号）にて得ることとしました。

Q15 条例第8条（許可の基準）第1項第1号アに規定されている「相当の理由」とは何か？

不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由は、個別に判断する必要があると考えられ、具体的事案に応じて慎重に判断する必要があります。

想定される相当の理由とは、法人が粉飾決算等により起訴された場合や他自治体への土砂条例に係る届出で不正な行為を行った場合などを想定しています。

(変更の許可)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第9号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書きに規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間の変更（当該小規模特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。）を申請しようとする場合にあっては、第7条第1項の許可を受けた小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない。

5 前項の規定による小規模特定事業の期間の変更の申請があった場合において、当該小規模特定事業の期間（以下この項において「許可の有効期間」という。）の

満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 6 第7条第3項、第5項及び第6項並びに前条の規定は、第1項の申請及び許可の基準について準用する。この場合において、第7条第3項中「前項」とあるのは「第9条第2項」と、第7条第5項及び第6項中「第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と第8条中「前条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と、第8条第3号中「小規模特定事業を」とあるのは「小規模特定事業の変更を」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、変更の許可及び軽微な変更について定めたものです。本条第1項又は第3項の規定に違反した場合は、条例第27条又は第30条により「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」又は「30万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 本条第1項の「規則で定める軽微な変更」は、規則第9条第2項に示す次のとおりです。いずれも短縮又は減少させるものに限ります。
 - (1) 小規模特定事業の期間の変更
 - (2) 条例第7条第2項第6号の小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更
 - (3) 施工計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
- 2 本条第2項の「規則で定める事項」は、規則第9条第3項に示す次のとおりです。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更の内容及びその理由
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
- 3 本条第3項の変更の届出は、規則第9条第4項に定める小規模特定事業軽微変更届出書（様式第5号）に次の書類を添えて行います。
 - (1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し
 - (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- 4 県条例と同様に「小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない」としました。
- 5 県条例と同様の内容としました。

（土砂等の搬入の事前届出等）

第10条 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出には、小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。
- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。
 - (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
 - (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。
- 3 市長は、許可等を受けた者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該許可等を受けた者に対し、当該届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。
- (1) 許可等を受けた小規模特定事業に係る施工計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に適合しないと認める場合
 - (2) その性状が規則で定める基準に適合しないと認める場合

【趣旨】

本条は、土砂等の搬入の事前届出について定めたものです。本条第1項又は第3項の規定に違反した場合は、条例第29条又は第28条により「50万円以下の罰金」又は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 搬入する前に、環境基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を防止するために規定したものです。土砂の排出の場所ごと又は5,000 m³の土砂等について、規則第10条第2項に定める土砂等搬入届出書（様式第6号）で10日前に市長に届出なければなりません。本条の規定による土砂等の搬入の届出は排出場所ごと、かつ、5,000 m³を超えるごとに行わなければならない、複数回に及ぶ可能性があります。
- 2 小規模特定事業の許可を受けた者は、小規模特定事業区域に土砂等を搬入するときは、規則第10条第3項に定める土砂等排出元証明書（様式第7号）及び規則第10条第4項に定める検体試料採取調書（様式第8号）並びに土壌検査証明書（様式第9号）を土砂等搬入出書に添付しなければなりません。土砂等排出元証明書とは、どこの場所の土砂等であるかを明らかにするもので、当該土砂等の排出元の責任者が発行することとしました。また、土壌検査証明書は、計量士が発行したものとした。

当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面（検体試料採取調書及び土

壤検査証明書)の添付を省略することができるのは次のとおりです。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。

これは、条例第7条第1項第2号の理由と同じで、国、地方公共団体等が行う事業においては、発注者が責任をもって事業を管理し、土壌の汚染や災害の発生につながるような無秩序な土砂等の埋立て等を行わないとみなされるためです。

- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。

規則で定める法令等は、規則第10条第6項に示す次のとおりです。

①採石法

②砂利採取法

規則で定めるものとは、規則第10条第7項に定める土砂等に係る売渡し・譲渡証明書(様式第10号)です。

- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

これは、条例第7条第1項第4号と同様で、適正な埋立て等でなければならないことはいふまでもありません。

- 3 市長は、小規模特定事業区域の土壌中に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、土砂等の搬入に関し必要な指示及び報告書の提出を求めることができ、その搬入の禁止を命令することができます。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業に係る施工計画に適合しないと認める場合
申請時に申請書と添付した条例第7条第2項第7号に定める施工計画です。

- (2) その性状が規則で定める基準に適合しないと認める場合

規則で定める基準とは、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土」に該当する性状であるものです。

ア 第1種建設発生土とは、砂、礫質及びこれらに準ずるものです。

イ 第2種建設発生土とは、砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの

ウ 第3種建設発生土とは、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものです。

(小規模特定事業の完了等の手続)

第11条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
(2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

- 2 市長は、前項第1号の規定による届出（完了し、又は廃止したものに限る。以下この条において同じ。）があったとき又は小規模特定事業の期間が満了したときは、遅滞なく、これらの小規模特定事業が施工計画及び第7条第2項第8号の小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの）に適合しているかについて確認を行うものとする。
- 3 市長は、前項の確認の結果、同項に規定する計画に適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画に適合しないと認めるときは災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を、第1項第1号の規定による届出をした者又は期間が満了した小規模特定事業を行っていた者に行うものとする。
- 4 前項の規定により災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、小規模特定事業の完了等の手続きについて定めたものです。本条第1項の規定に違反した場合は、条例第30条により「30万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 小規模特定事業の許可を受けた者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、10日以内に規則で定めるところ（小規模特定事業を完了したとき 小規模特定事業完了届出書（様式第11号）、小規模特定事業を廃止し、又は休止したとき 小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第12号））により、その旨を市長に届け出なければなりません。また、休止した小規模特定事業を再開しようとするときは、小規模特定事業再開届出書（様式第13号）を届けなければなりません。

完了届、廃止届、休止届の区分を簡易に分類すると、次のとおりです。

届出の区分	届出を要する場合
完了届	小規模特定事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請どおりの構造として完成した場合
廃止届	小規模特定事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請どおりの構造として完成しないまま、埋立て等を終了する場合
休止届	小規模特定事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請どおりの構造として、完成しないまま、2か月以上にわたって埋立て等を休止する場合。（再開の計画がないか、休止の期間が3年を超える場合については、廃止届の取扱いとなる。）

- 2 市長は、前項による届出があったとき、遅滞なく条例第7条第2項第7号及び8号に規定されている「小規模特定事業の施工に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認します。
- 3 市長は前項の確認の結果を、届出者又は期間が満了した小規模特定事業を行ってい

た者に通知を行います。

- 4 前項の規定により土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条第 21 条第 3 項の規定により措置命令が出されます。

(地位の承継等)

第 12 条 許可等を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、当該許可等を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可等を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、地位の承継について定めたものです。本条第 2 項の規定に違反した場合は、条例第 29 条により「50 万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 小規模特定事業の許可を受けた者が小規模特定事業の全部を譲り渡し、又は小規模特定事業の許可を受けた者について相続・合併・分割があったときは、その小規模特定事業の全部を譲り受けた者、又は相続人・合併後相続する法人・合併により設立した法人・分割により小規模特定事業の全部を承継した法人は、小規模特定事業の許可を受けた者のこの条例に規定による地位を承継することとしました。
- 2 小規模特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則第 13 条に定める小規模特定事業地位承継届出書（様式第 14 号）を、承継した日から 30 日以内に市長に届け出なければなりません。

(施工管理者の設置)

第 13 条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に施工管理者（小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

【趣旨】

本条は、施工管理者の設置について定めたものです。

【解説】

許可等を受けた者は、生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理を行うため、小規模特定事業区域に施工管理者を配置しなければなりません。

Q 16 条例第 13 条（施工管理者の設置）に規定されている施工管理者には必要な資格があるのか？

条例・規則で特に定めていませんが、土木施工管理技士及び建設機械施工技師の資格保有者が望ま

しいと考えています。

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

第14条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 許可等を受けた者は、第9条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第3項の届出をしたときは、速やかに、前項の標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

【趣旨】

本条は、小規模特定事業に係る標識の掲示について定めたものです。

【解説】

- 1 小規模特定事業の許可を受けた者による小規模特定事業に関する公衆への情報の提供を義務づけ、その信頼性を高めるとともに、小規模特定事業に対する行政や住民による監視を容易にするためのものです。規則第14条第1項に定める小規模特定事業に関する標識（様式第15号）を掲示しなければなりません。
- 2 変更の許可を受けたとき又は軽微な変更をしたときは、前項の標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければなりません。

(帳簿の記載等)

第15条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の事項を市長に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、帳簿の記載等について定めたものです。本条第1項又は2項の規定に違反した場合は、条例第29条により「50万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 規則15条第1項に定める小規模特定事業施工管理台帳（様式第16号）により、小規模特定事業区域ごとに「土砂等の搬入時期」「搬入車両の登録番号」「土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称」「搬入車両の運転者の氏名」「搬入した土砂等の数量(m³)」「土砂等の積み込み場所」「施工作業の内容」を記載するものとしました。
- 2 許可等を受けた者は、許可等を受けた日から3か月ごとに、規則第15条第3項に定める小規模特定事業施工状況報告書（様式第17号）に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写しを添えて市長に報告しなければなりません。

Q17 市長への定期報告の目的は何か？また、何箇月ごとに報告しなければならないのか？

定期報告は、埋立て等の進捗状況や土砂の受入残量を把握するために必要なものです。

許可等を受けた者は、許可等を受けた日から3か月ごとに、規則第15条第3項に定める小規模特定事業施工状況報告書（様式第17号）に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写しを添えて市長に報告しなければなりません。

報告を怠ると、条例第29条第3号により、50万円以下の罰金となります。

（土壌の検査等）

- 第16条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可等に係る小規模特定事業区域内の土砂等の検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壌検査」という。）を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、土壌の検査等について定めたものです。本条第1項又は第2項の規定に違反した場合は、条例第29条により「50万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

- 1 許可等を受けた者は、規則第16条第1項により「小規模特定事業区域内へ土砂等の搬入を開始した日」「前回の検査基準日」から起算して6か月を経過する日又は「小規模特定事業区域内へ土砂等の搬入を開始した日」「前回の検査基準日」から計算して小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日のいずれか早い日に土壌検査の結果を市長に報告しなければなりません。

本条第1項による報告は、規則第18条第1項に定める小規模特定事業区域内土壌検査報告書（様式第18号）で報告することとしました。また、水の検査を含むときは、規則第18条第1項第2号に定める水質検査証明書（様式第19号）を添付することとしました。

- 2 許可等を受けた者が当該許可等に係る小規模特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに市長にその旨を報告しなければなりません。

（書類の備置き等）

- 第17条 許可等を受けた者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了する日又は許可等の取消しを受けた日まで、規則で定めるところにより、当該許可等に係る第7条第2項の申請書（第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、その申請書を含む。）の写し、第15条第1項の帳簿その他規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る小規模特定事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模特定事業に関し生活環境の保全上又は災害の発生の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了した日又は許可等の取消しを受けた日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

【趣旨】

本条は、書類の備置き等について定めたものです。本条第2項の規定に違反した場合は、条例第30条により「30万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

1 許可等を受けた者は、小規模特定事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所において、小規模特定事業が施工されている間、小規模特定事業に関しこの条例の規定により公衆の閲覧に供しなければなりません。規則第19条第1項に規定されている閲覧できる書類は次のとおりです。

- (1) 小規模特定事業許可申請書の写し
- (2) 小規模特定事業変更許可申請書（変更の許可を受けた場合）の写し
- (3) 小規模特定事業施工管理台帳
- (4) 小規模特定事業軽微変更届出書の写し
- (5) 土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し
- (6) 小規模特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

2 前項に規定する書類及び図面は、県条例と同様に完了、廃止、期間満了、取消日から5年間保存しなければならないとしました。

Q18 条例第17条（書類の備置き等）第1項の「利害関係を有する者」とは何か？

「利害関係を有する者」とは、万が一災害が発生したときに被害者となる者等のことです。

具体的には、小規模特定事業区域の近隣住民や小規模特定事業区域が借地であれば土地の所有者等を想定しています。

（車両の表示）

第18条 許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、車両の表示について定めたものです。

【解説】

許可等を受けた者が車両を使用して土砂等を搬入するときは、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨を当該車両の見やすい箇所に表示又は表示させるよう努めなければなりません。規則第20条で定める事項は次のとおりです。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地
- (3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

- (4) 小規模特定事業の許可番号
- (5) 小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

Q 19 許可等を受けた者が車両を使用して土砂等を搬入するときは、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨を当該車両の見やすい箇所に表示又は表示させるよう努めなければならないとあるが、表示していなかった場合の罰則等はあるのか？

車両の表示は努力義務で、違反しても罰則等はありません。遵守されるか否かは当事者の任意の協力のみに左右され、またその達成度も当事者の判断に委ねられます。

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を受けた者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命じることができる。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業が施工計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 許可等を受けた者が第7条第6項（第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可等に付した条件に違反したと認めるとき。
- (3) 許可等を受けた小規模特定事業が第8条第2号（第9条第6項において準用する場合を含む。第21条第1項において同じ。）に規定する技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- (4) 許可等を受けた者が第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (5) 許可等を受けた者が小規模特定事業区域に施工管理者を置いていないと認めるとき。
- (6) 許可等を受けた者が第14条第1項の標識を掲示せず、氏名等の事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第2項の変更をしていないと認めるとき。
- (7) 第15条第1項の規定に違反し、帳簿に記載せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしていないと認めるとき。
- (8) 第16条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
- (9) 許可等を受けた者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (10) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (11) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

【趣旨】

本条は、改善命令等について定めたものです。本条の規定に違反した場合は、条例第28条により「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

市長は、次のいずれかに該当するときは、許可等を受けた者に対し、期間を定めて小

規模特定事業の施工に関し必要な改善又は小規模特定事業の停止を命令することができます。また、改善命令に違反し改善されない場合は、条例第 28 条の規定により処罰されます。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業が施工計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 許可等を受けた者が条例第 7 条第 6 項（条例第 9 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可等に付した条件に違反したと認めるとき。
当該許可等に付した条件とは、市長が届出の許可時に、当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の発生の防止のために付ける条件です。
- (3) 許可等を受けた小規模特定事業が条例第 8 条第 2 号（許可の基準）（条例第 9 条第 6 項において準用する場合を含む。条例第 21 条第 1 項において同じ。）に規定する技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- (4) 許可等を受けた者が条例第 10 条第 1 項（土砂搬入事前届出）又は条例第 12 条第 2 項（地位の承継）の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (5) 許可等を受けた者が小規模特定事業区域に施工管理者を置いていないと認めるとき。
- (6) 許可等を受けた者が条例第 14 条第 1 項（標識の掲示）の標識を掲示せず、氏名等の事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第 2 項の変更をしていないと認めるとき。
- (7) 条例第 15 条第 1 項（帳簿の記載）の規定に違反し、帳簿に記載せず、又は同条第 2 項の規定に違反し、報告をしていないと認めるとき。
- (8) 条例第 16 条第 1 項（土壌検査）の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第 2 項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
- (9) 許可等を受けた者が条例第 17 条第 1 項（書類の備置き）の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (10) 条例第 23 条第 1 項（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (11) 条例第 23 条第 2 項（立ち入り検査）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

（許可の取消し等）

第 20 条 市長は、許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは当該許可等を取り消すことができる。

- (1) 県条例第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 7 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (3) 第 8 条第 1 号アからケまでの規定のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第 9 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を

受けないで変更したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により第9条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。

(6) 第10条第3項の規定による命令に違反したとき。

(7) 前条第4号、第7号、第8号、第10号又は第11号のいずれかに該当し情状が特に重いとき。

(8) 前条又は次条に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しを受けた小規模特定事業の小規模特定事業区域に搬入された土砂等による災害の発生を防止するための措置を期限を定めて講じなければならない。

【趣旨】

本条は、許可の取消し等について定めたものです。

【解説】

1 小規模特定事業の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができることとしました。

(1) 県条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

県条例第7条では、汚染された土砂等による埋立て等の規制が規定されています。

(2) 偽りその他不正の手段により条例第7条第1項（小規模特定事業の許可）の許可を受けたとき。

偽りその他不正の手段とは、虚偽の申請、虚偽の図面などを想定しています。

(3) 条例第8条第1号アからケ（許可基準（欠格要件）までの規定のいずれかに該当するに至ったとき。

不正又は不誠実な行為（欠格要件に該当するもの）をするおそれがあると認められる相当の理由は、個別に判断する必要があると考えられ、具体的事案に応じて慎重に判断する必要があります。

(4) 条例第9条第1項（変更の許可）の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

代表者の氏名や埋立て等の目的、搬入する土砂等の数量などを変更する場合、変更の許可を受けなければなりません。

(5) 偽りその他不正の手段により第9条第1項（変更の許可）に規定する変更の許可を受けたとき。

偽りその他不正の手段とは、虚偽の申請、虚偽の図面などを想定しています。

(6) 条例第10条第3項（不適正な土砂搬入）の規定による命令に違反したとき。

条例第10条第3項により、当該許可等を受けた小規模特定事業に係る施工計画に適合しないときや土砂等の性状が規則で定める基準に適合しないとき、市長は土砂等の搬入に関し必要な指示及び報告書の提出を求めることができ、その搬入の禁止を命令することができます。

(7) 前条第4号、第7号、第8号、第10号又は第11号のいずれかに該当し情状

が特に重いとき。

改善命令に従わず、情状が特に重いときとは、個別に判断する必要があると考えられ、具体的事案に応じて慎重に判断する必要があります。

(8) 前条又は次条に基づく命令に違反したとき。

改善命令及び措置命令に違反したときです。

2 許可の取消しを受けた者は、災害の発生を防止するための措置を、期限を定めて講じなければなりません。

(措置命令等)

第21条 市長は、小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、小規模特定事業を行い、又は行った者（第8条第2号に規定する技術上の基準に違反して当該小規模特定事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模特定事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。次項において同じ。）に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による災害の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、第11条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

【趣旨】

本条は、措置命令等について定めたものです。本条の規定に違反した場合は、条例第27条により「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

1 市長は小規模特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために緊急の必要があると認められるときは、土砂等の崩落による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしました。具体的には、風水害や地震などにより、崩落や流出の危険がある場合を想定しています。

2 市長は小規模特定事業の許可又は変更の許可を受けないで小規模特定事業を行った者に対し、当該小規模特定事業を停止し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしました。

3 市長は災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者、又は許可等の取り消しを受けた者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができることとしました。

Q20 台風地震等の自然災害で、土砂等の埋立て等を行った箇所が崩落の危険性が出てきた場合、どのような対応になるのか？

市は、条例第21条により、小規模特定事業を行った者に、期間を定めて災害の発生防止に必要な措

置命令を行います。

措置命令に違反した場合、条例第 27 条第 1 号により、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金となります。

Q 2 1 条例第 21 条（措置命令等）の第 1 項及び第 2 項の「期間を定めて」とは何か？

条例第 21 条第 1 項は、風水害や地震などにより崩落や土砂等の流出の恐れがあり、災害発生を防止するために緊急の対策を命ずることを想定しています。したがって、市長が天候や状況等を考慮のうえ、災害の発生防止の状況に応じて期間を定める必要があります。

（協力要請）

第 2 2 条 市長は、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。

【趣旨】

本条は、協力要請について定めたものです。

【解説】

市長は、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に関係する者に、必要な協力を要請することができますとしました。必要な協力とは、当該土砂等の埋立て等に係る情報の収集、現地への立ち入りなどを想定しています。

Q 2 2 条例第 22 条（協力要請）中「必要があると認めるとき」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか？

小規模特定事業区域周辺の生活環境保全および災害防止のため、小規模特定事業を行う者、土砂等を排出する者および土地所有者その他小規模特定事業に関係する者に対して、必要な協力を要請できることとなっています。

具体的には、大雨が続き災害の発生が予見でき、災害防止のために協力を要請するときなどを想定しています。

（報告の徴収及び立入検査等）

第 2 3 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のあ

る場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、報告の徴収及び立入検査等に定めたものです。本条第1項又は2項の規定に違反した場合は、条例第29条により「50万円以下の罰金」に処されます。

【解説】

1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができることとしました。「埋立て等を行う者」が対象であり、その者の行う「埋立て等」が小規模特定事業に該当するかどうか、その者が小規模特定事業の許可を受けた者であるかどうかは問いません。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、埋立て等を行う者の事務所、事業場その他埋立て等をし、若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができることとしました。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、規則第21条に規定する身分証明書（様式第20号）を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

4 犯罪捜査のために認められたものではなく、あくまでこの条例の施行に必要な限度においてです。

Q23 条例第22条（協力要請）と条例第23条（報告の徴収及び立入検査等）との関係は？

条例第22条の協力要請に対し、条例第23条はさらに踏み込んだ内容となっています。どちらも本条例の目的（生活環境の保全及び市民の安全確保）を達成するために行われるものですが、条例第23条「報告の徴収及び立入検査」に違反すると、条例第29条により50万円以下の罰金となります。

Q24 条例第23条（報告の徴収及び立入検査等）第1項及び第2項の「必要な限度において」とは？

条例の目的「埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保すること」を達せられる範囲（必要な限度）で、市長及びその職員は報告を求めることができます。職員に強い権限が与えられますが、犯罪捜査のための権限ではありません。

（関係行政機関への照会等）

第24条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

【趣旨】

本条は、関係行政機関への照会等について定めたものです。

【解説】

市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができるとなりました。関係行政機関とは、法務局や群馬県を想定しています。

(手数料)

第25条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定により小規模特定事業の許可を受けようとする者

30,000円

(2) 第9条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可を受けようとする者

20,000円

2 納付した手数料は、返還しない。

【趣旨】

本条は、手数料について定めたものです。

【解説】

1 小規模特定事業の許可又は変更の許可を受けようとする者は、手数料を納入しなければならない。

(1) 条例第7条第1項の規定により小規模特定事業の許可申請手数料：30,000円

(2) 条例第9条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可申請手数料：20,000円

2 納付した手数料は、返還しません。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、委任について定めたものです。

【解説】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者

(2) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、小規模特定事業を行った者

【趣旨】

本条は、罰則について定めたものです。

【解説】

建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が懸念されています。生活環境の保全及び市民の安全のために実効性のある条例とするため、罰則が規定されています。

刑罰の程度については、県条例及び他市の条例との均衡等を考慮して決めました。

また、検察庁協議を行い、刑罰の妥当性を確認していただいています。

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する場合は、次のとおりです。

- (1) 条例第21条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者（措置命令違反）
- (2) 条例第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、小規模特定事業を行った者（無許可事業、無許可変更）

Q25 罰則規定には、地方検察庁との協議が必要だと思われるが？

平成26年9月19日付けで前橋地方検察庁と協議を行い、平成26年11月7日付けの回答を得て、罰則の妥当性等について確認していただいています。

Q26 罰則をもっと重くすべきではないか？

地方自治法第14条第3項の規定により、地方公共団体が規定できる上限の刑罰（2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金）となっています。

第28条 第10条第3項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、罰則について定めたものです。

【解説】

刑罰の程度については、県条例及び他市の条例との均衡等を考慮して決めました。

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する場合は、次のとおりです。

条例第10条第3項又は第19条の規定に違反した者（搬入禁止命令違反、改善命令違反）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者
- (3) 第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

【趣旨】

本条は、罰則について定めたものです。

【解説】

刑罰の程度については、県条例及び他市の条例との均衡等を考慮して定めました。

50万円以下の罰金に処する場合は、次のとおりです。

- (1) 条例第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反）
- (2) 条例第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者（帳簿記載義務違反）
- (3) 条例第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者（帳簿記載事項定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反）
- (4) 条例第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（報告徴収応答義務違反）
- (5) 条例第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（立入検査忌避）

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

【趣旨】

本条は、罰則について定めたものです。

【解説】

刑罰の程度については、県条例及び他市の条例との均衡等を考慮して定めました。

30万円以下の罰金に処する場合は、次のとおりです。

- (1) 条例第9条第3項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反）
- (2) 条例第17条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者（書類等保存義務違反）

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、両罰規定について定めたものです。

【解説】

各条の規定に違反した行為者を罰するほか、行為者を雇用していた法人又は人に対しても同様の罰金刑を科することとしました。



令和 4 年 4 月

渋川市 市民環境部 環境森林課

〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

TEL (0279) 22-2111 (代表)